

飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p><u>(会議の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)により会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請並びに会議出席者への配慮、委員の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と認める場合</u></p> <p><u>(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員</u></p>	<p>(定足数)</p> <p>第16条 (略)</p>

は、前項、次条第1項及び第30条第1項第2号の出席委員とする。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムによる会議は、秘密会とすることができない。

2 (略)

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 (略)

3 委員長は、必要があると認めるときは、公述人にオンラインにより公聴会に参加させることができる。

4 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させ、若しくはオンラインによる公聴会への接続を解除することができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 (略)

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。